

『日本後紀』延暦24年条の石上神宮兵仗移転に関する記述について

2026年6月27日 山の辺文化会議 於天理市文化センター 藤井稔

1 はじめに

『日本書紀』以外の六国史で「石上神宮」という記述があるのは、『日本後紀』延暦24年(805)条だけである。同条の石上神宮兵仗移転に関する記述は、『日本書紀』垂仁天皇39年条にある剣千口の記述とともに石上神宮に多くの兵仗が納められていた根拠となっている。また、女巫などとの関わりでも同条は注目されている。今回は、石上神宮兵仗移転の経緯・背景・石上神宮の神宝(兵仗)について考える。なお、同条の記事が詳細なのは、石上神宮の祭祀に係る氏族出身であり、『日本後紀』の編集に名を連ねている布瑠高庭が関わっていることによるという指摘がある。

2 先行研究

① 石上神宮の神宝(兵仗)に関する研究

- a 菅政友 崇神・垂仁天皇以来、世々の天皇が兵仗を石上神宮に納めていた。桓武

天皇の時に長岡(葛野の誤り)へ遷した。女巫の託宣などにより返納。

然るに、如何なる神の御意志か、神剣も八尺瓊の勾玉も禁足地に蔵し、正殿も造り給わぬこととなった。「神剣之説」(『菅政友全集』1907年)

山城の石上神宮造営に15万7千 → 大和の石上神宮も社地広大と推定

「石上社界地四至沿革考証」(『菅政友全集』1907年)

- b 宮地直一「天武帝の処分を経た後になつても。京都まで運搬するのに、十六

万人に近い単功を要したほどの分量」→石上神宮は武器の貯蔵所

兵器を以て神幣とした根本の標本・物部氏に委ねられた朝廷の武庫

「上代に於ける石上神宮」(『神祇史の研究』1924年)

- c 大場磐雄 『日本後紀』延暦24年条の記述 → 所蔵の器仗が多数

『石上神宮宝物誌』(1929年)

- d 野田嶺志 神宝は大和政権への服属の証・天皇に対して守護神的機能

「物部氏に関する基礎的考察」(『史林』51巻2号1968年)

- e 松倉文比古 神宝と一体化した石上社・その祭神→天皇(大王)・その霊を守護

天武朝の諸氏への神宝返還→武器庫へ変化

「石上社の神宝管治と物部連・物部首」(初出1984年 『日本書紀』の天皇像と神祇伝承)

- f 岡田精司 15万余人余には新社造営のための人数も含む可能性

遠征軍の武器庫・神庫より遠征に持つて行く太刀はフツノミタマの分霊・地方

豪族の神宝(国魂)の格納庫・神宝(国魂)は返還

「王権の軍神 - 石上神宮」(『神社の古代史』1985年)

- g 松前健 神宝には地方豪族から取り上げた呪宝・レガリアもあった。天武天皇の時に返却し

たが、数多くの神宝が残っていた。これを15万7千余人で延暦23年に山城へ運

び、女巫の託宣などにより、元へ戻した。フツノミタマは天璽瑞宝と同じ起死回生の

呪宝であり、武威の象徴。フツノミタマの分霊としての刀剣は数多くあり、これらを奉じ

て物部の将軍たちは地方を平定し、その地で、物部神社や物部布都神社、布都神

社などを建てた。「石上神宮の祭神とその祭祀伝承の変遷」(初出1985年 著作集三巻)

- h 上田正昭 神府(神庫)の神宝→刀剣類・八尺瓊の勾玉・天之日矛の将来物等

天武朝に「諸家の神府に貯める宝物」を返還→兵庫化→伴・佐伯殿

「石上の祭祀と神宝」(『大神と石上』1988年)

② 女巫・祟・鎮魂に関する研究

- a 松前健 神宝の山城への移転→神の祟り→天皇の御不例→女巫に命じて石上神宮において天子の鎮魂を行った。
「鎮魂神話論」(初出1960年 著作集十一卷)「鎮魂祭の原像と形成」(著作集六卷)
- b 西口順子 天皇不遇→石上新神の女巫の託宣→「妖惑百姓」とせず、神宝返納
『女の力』1987年
- c 西宮秀紀 宮中鎮魂祭と全く同じ所作が、石上神宮で行われた
御飯は神への捧げ物・御衣は天皇の身替わりとしての象徴
桓武天皇の御魂鎮めに民間「巫覡」が重要な役割を果たした特異な例
「日本古代『巫覡』論」(『古代史論集』下 1989年)
- d 渡辺勝義 『日本後紀』延暦24年条の記述は、平安朝以前の鎮魂祭の原像が、本来、
天皇と国家にとって不都合な不特定の荒ぶる魂を鎮め和して、社会秩序をの
回復・安定を図るものであったことを推察させ得るもの
本条において、鎮めの対象となった「御魂」は「天皇の」ではなく、天皇にとって、
「他者」たる「石上大神の御魂」
- e 大江 篤 桓武天皇が見た夢の内容と女巫の託宣が一致したから、国家が民間宗
教者の言説を採り上げた。天皇不遇という非常事態に際しては「巫覡」の言説が受
容されることもあった。
「『巫覡』と厭魅事件」(初出は1997年 『日本の古代の神と霊』)
- f 義江明子 女巫→「石上の女巫」ではなく、様々な神の言葉を語る女巫
名を記して「天帝」に送る→女巫が大陸系の呪法を操る
「鎮御魂」→石上大神の怒りを解いて天皇の御魂を蘇らせるために、大神の膝
元である神宮を設営場所として、鎮御魂の呪法を行う
「大御夢」→石上神宮での鎮御魂の次第・大神と天皇霊との女巫を媒
介した対決と和解
「『女巫』と御巫・宮人」(『シャーマニズムとその周辺』 2000年)
- g 榎村寛之 女巫が呼び出した「新神」は、石上社の神であるとともに、「天帝」配下の神
である。女巫の託宣の背景には天命思想がある。
朝廷は、既成の神が既成の枠を超え新神に転生するという情報によって、民
衆の側から行われた権力批判に対して、仏教を利用することで、既成の神
社の受け皿を拡げ新たな対応策を創出した。
本条は「暴走する神を神社に収納した事件」
『古代の都と神々』 2008年

③ 平野神社の祭神今木大神との関係

- a 鈴木重胤 今木大神→石上神宮の祭神布都主剣大神の別称
延暦年間に石上神宮が移転した山城国葛野郡の地がそのまま平野神社
の鎮座地となった。「平野祭」『延喜式祝詞講義』(1853年)
- b 松前健 平野神→平安の皇室の新しい寿命の神、タマフリの神
山城国葛野郡の石上神宮→平野神社という重胤説に賛意
「平野祭神論私見」(初出1981年 著作集三巻)

3 石上神宮の兵仗移転の経緯

① 『日本後紀』の記述からの推定した兵仗移転の経緯

延暦23年（804）2月以前 石上神宮に関する桓武天皇と臣下の問答

兵仗の山城国葛野郡への移転について卜筮→吉

山城国葛野郡に石上神宮の造営が始まる

大和国石上社の兵仗を山城国葛野郡の石上神宮へ運び始める

布瑠高庭が大和石上社の神戸百姓らが鳴鏑を聞いたとして、兵

仗移転の中止を求める解を太政官に提出→却下

延暦23年2月5日 大和国石上社の兵仗を山城国葛野郡の石上神宮へ運び納める。

同年2月5日以降 山城国葛野郡の石上神宮の兵仗を治めた倉が倒れる→兵仗は兵庫に納める。

同年12月25日 桓武天皇不予となる

延暦24年（805）2月8日頃 春日祭使の建部千継が、平城松井坊の女巫の託宣を聞く

延暦24年2月10日 千継が帰京して秘密裡に天皇に女巫の託宣を奏上する

同日以降の短期間 石上大神が大和国石上神社への器仗の返納を求める夢を桓武天皇が見る。

天皇は神祇官と他の役所へ詔りして、山城の石上神宮に二棟

の仮屋を建て、女巫を召し、石上神宮の神の御魂を鎮めしむ

桓武天皇の年齢に同じ六十九人の僧が大和の石上神社で読経

葛野郡の石上神宮へ幣帛と鏡を持たせた使いを派遣し、大和国石

上神社へ兵仗を返納するという天皇の詔を伝える

大和国石上神社へ兵仗を返納する

大同元年（806）3月17日 桓武天皇崩御 70歳

② 山城国葛野郡の石上神宮と大和国の石上神社

a 『日本後紀』の記述にある単功十五万七千余人は造石上神宮使正五位下石川朝臣

吉備人等が上申していることから、平安京外である葛野郡に石上神宮を造営するためのもの。この数字から、大規模な神宮造営の計画があったことが推定できる。

b 山城国葛野郡に大規模な石上神宮を造営し、大和国の石上神社にあった兵仗を移転させたのは、兵仗の管理強化だけのためではなく、昔のような天皇との結びつきを復活させ、桓武天皇の威信を高めるため

c 葛野郡の石上神宮には神体を納めた正殿や兵仗を納める倉があったことは推定できるが、どの程度整備されていたかや、兵仗返還後、どのようになったかは不明

d 大和国の石上神社は多数の兵仗があっても、神宮とは称されない→律令制の整備にともない、奈良時代以降、当社は国家との関係は続いているが、天皇との関係は希薄になっていた。

e 多くの兵仗が返還後された後の、大和国の石上神社は、『延喜式』にあるように国家の管理を受け、その造営には国家の援助を受けていた。しかし、律令制の弛緩にともない、社殿の造営などへの国家による援助が得がなくなると、従来の規模の維持は困難になった。そのような中で地域との結びつきを強めていた。

4 石上神宮の兵仗移転の背景

① 桓武天皇から平城天皇の頃→神道の成立・伝来の神祇信仰が意識された宗教としての神道へと変化（高取正男『神道の成立』）

a 伝来のまつりごとを新しい禁忌意識のもとに歴史的に解釈しはじめた時代

- b 祭祀組織の面でも大きな変化があった時代。出雲や宗像の神主たちの政教分離
- ② 桓武天皇は新しい王統の確立を図り、目に見える改革を次々と実施。造都と軍事だけでなく、祭祀についても改革を実施（榎村寛之『古代の都と神々』）
 - a 中国的な郊天上帝祭祀
 - b 『儀式帳』の提出と齋宮における方格地割の造営により、王権と伊勢神宮の関係を文字化・視覚化

5 石上神宮の神宝(兵仗)

- ① 大和国の石上神宮(神社)には神宝として多くの刀剣を含む兵仗があった
 - a 『日本書紀』垂仁天皇39年条の剣一千口
 - b 『日本後紀』延暦24年条に「多収兵仗」とあり、その「兵仗」を「神宝」・「器仗」とも記していること
 - c 禁足地から五口以上の刀剣が出土していること
- ② 大和国の石上神宮(神社)の兵仗には祭祀用・儀仗用のものが含まれていた
 - a 『日本書紀』崇神天皇七年条の「命伊香色雄而以物部八十手所作祭神之物」
 - * 伊香色雄は『先代旧事本紀』では、勅により大和国の石上神宮を建てた人物
 - b 鎮魂祭における神楽歌に「石の上ふるや壮士の太刀」とあること
 - c 禁足地から出土した「背ニ処々金象眼の跡」がある大刀が玉纏大刀のような儀仗用の大刀と推定できることや鉄楯2面の所蔵
- ③ 大和国の石上神宮(神社)の神宝は兵仗だけでない
 - a 『日本書紀』垂仁天皇三十九年条の十箇品部の中に玉作部
 - b 『日本書紀』垂仁天皇八十七年条の八尺瓊勾玉
 - c 禁足地から管玉・勾玉・琴柱形石製品の玉類や鏡なども出土していること
- ④ 大和国の石上神宮(神社)神宝と物部首(布瑠宿禰)・物部連(石上朝臣)の関係
 - a 『日本書紀』垂仁天皇39年条・87年条から両氏が神宝の管理を担当
 - この関係が平安時代前期においても継続していたことは『先代旧事本紀』や『古今和歌集』などから推定できる
 - b 石上神宮の西側の布留遺跡には玉作り工房や武器工房があったと推定できること→石上神宮の近くには神宝の生産や維持管理を行うための施設もあった
 - c 石上・豊田古墳群のホリノヲ2号墳から鉄鉗・鉄槌、赤坂古墳群から韓式系の甕・鉄塊・鉄滓などが出土→『日本書紀』垂仁天皇三十九年条の十箇品部のような工人が両氏に率いられて、石上神宮近くにおり、その中には渡来人もいた。

6 まとめ

- ① 桓武天皇が平安京近くの山城国葛野郡に大規模な石上神宮を造営し、大和の石上神社の兵仗を移転したのは、それを自らの王権の威信材として利用するため
- ② 大和国の石上神宮(神社)の神宝には多くの兵仗とともに管玉・勾玉・琴柱形石製品の玉類や鏡などもあった。また、兵仗の刀剣などには実戦用ではなく、祭祀用・儀仗用のものが含まれていた。なお、当社の神庫(神府)は大和王権の単なる武器庫ではなく、祭祀用・儀仗用の神宝を納めるための倉庫というべきものであった。

藤井 稔

$$\frac{1}{1}$$

補注

造石上神官使 延暦二十三年（八〇四）二月に石上神宮の兵器を山城国葛野郡に運収したが、その後返還することになった。それに関連して修造に当たった官司。本日条では石上神宮へ返還するに至った事情を述べている。なお、記事が詳細なのは、後紀の編集に名を連ねている布瑠高庭が関わっていることによるのであろう。布瑠氏は石上神宮の祭祀に関係する氏族であり、その立場で高庭は石上神宮の兵器運収を快く思っていなかったと考えられる。

多くの兵仗を収むる 石上神宮の祭神は武神である布留御魂であり、奉祭したのが朝廷の軍事を掌った物部氏であることや、鎮座地が上ツ道に近接した交通上の要衝であることから、有事の際の防備の目的をもって武器が収蔵されるに至ったと考えられる。垂仁紀八七年条に当社の管理に物部氏が当たるようになったことがみえる。

解を脩して官に申して 解は被管の官司から所管の官司へ提出する文書の書式（公式令11）。従って、布留高庭が太政官へ上申する場合に、解を用いるのは不適當であり、牒式（公式令14）によるべきところである。しかし、実際には個人が官司へ解により意思伝達していることが珍しくない。

神戸百姓 新抄格勅符抄所引大同元年牒によれば、石上神宮の封戸は大和国二〇戸などからなる八〇戸とみえる。大和国の神戸は石上神宮が所在した山辺郡に置かれていたと思われるが、郡内のどこに居住していたか未詳。天平二年度大倭国正税帳の山辺郡の項にみえる「振神戸」（大日本古一四〇九頁）が石上神宮の神戸に当たる。

典闥 後宮十二司の中の闥司（イシ、ミカドノツカサ）の次官。長官である尚闥と同じく宮閤門の管鑰の保管、出納のことを掌る（後宮職員令9）従八位に準じて禄を支給された。なお、尚闥は正七位に準ずる（禄令9）

建部千繼 他にみえず。建部は武部・健部とも。大化前代の軍事的部民に由来する。倭武尊（ヤマトタケルノミコト）の功名を伝えるために設定された名代に由来するとされることがあるが、付会の説であろう。姓氏録右京皇別下に「大上朝臣同祖、日本武尊之後也」とみえる建部公は建部の伴造氏族に由来する。建部氏には、公の他に、朝臣・臣・首・宿禰姓のものがいる。続紀天平宝字八年十月条に健部公人上らが、天平神護二年七月条に建部公伊賀麻呂が建部朝臣を賜姓されたことが、また続後紀承和十四年三月条に建部公弟益の男女らが長統朝臣に改姓されたことがみえる。

春日祭使 藤原氏の氏社である春日神社の祭礼に朝廷から遣わされる使人。春日祭が始まるのは嘉祥三年（八五〇）とされることが多いが、新抄格勅符抄延暦二十年九月二十二日官符に「**応制三神封物充春日祭料事**」とあるので、延暦年間には公祭化されていたとみられる。二・十一月の上申日を祭日とし、太政官式65春日祭条では参議以上が参会すると定められている。祭儀の次第については、儀式一、春日祭儀に詳しい。勅使として内蔵寮使・近衛使・馬寮使が差遣された。典闥が春日祭使使にあてられているのは、後代の整ったあり方と異なる。嘉祥三年起源説は祭礼の整備された時点の起源と同一視しているのであろう。

鍛冶司 金属器の類の造作および作業に当たる鍛部・鍛戸のことを掌る官司。四等官として正・佑・大令史・少令史各一が置かれていた（職員令48）。

作良王 この後、伯耆守に任官し、弘仁元年(八二〇)十一月に従五位上に昇叙。

葛井宿禰広岐 この月甲寅に従四位下に昇叙し、十一月己巳に山城国紀伊郡の地一町を与えられている。大同四年七月辛酉条に没したことがみえる「葛井宿禰広致」は「葛井宿禰広岐」の誤りであろう。

頭注

石川朝臣吉備人 この後、宮内大輔に任官。なお、本日条の吉備人は正五位下であるが、大同元年二月庚戌条には従五位上とみえる。いずれかの位階に誤りがあるろう。

功程を支度して 作業に必要な労務者の員数を計上すること。

単功一十五万七千余人 延べ人数。一五万人余の差発は、京畿百姓の雑徭ないし雇役によったことと思われる。

太政官奏す 多数の労務者の差発が必要なので、奏上がなされている。営繕令16によれば、五〇〇人以上を差発する場合は上奏が必要であつた。

勅して曰わく… 以下は天皇と臣下との間の石上神宮の兵器についての問答。

此の神宮 石上神宮

都をさること差や遠くして 平城京から平安京に遷都し、京と石上神宮の間が遠隔になったことをいう。

鳴鏑 なりかぶら。かぶら矢のこと。

祥 前兆

神宝 神社に安置されている神聖な宝物。その神社の固有のものであつたり、祭祀の時に奉納された。

官即ち執奏す 太政官へ提出された布留高庭の解を天皇に奏上することをいう。

卜筮… 妨言す可からず 兵仗運収に関して占いをすると、吉と出たことをいう。布留高庭は運収の妨害をするなどたしなめられたことになる。

聖体不予なり 聖体は天皇の身体。聖躬とも。延暦二十三年(八〇四)十二月以来桓武天皇は不予となっている。

平城の松井坊 平城京の条坊に付された固有名称であるが、どの辺りであるか未詳。日本都城が範とした長安城の坊には雅号が付されていた。松井坊もそれに倣つたものか。

女巫 かんなぎ。神に奉仕し、神慮をなだめうかがうなどする女性。

請問 うかがい問うこと。

託語 神の意思を伝えること。ここは石上神宮の祭神である布留御魂の神意。

諱を勅して天帝に贈る 桓武天皇による不当な兵器運収のことを書き記して、天帝に通報するの意。

密奏す 建部千継は後宮女官であり、桓武天皇に近付くことができるので、千継自からが奏上したのであろう。

典聞… 召して 建部千継を便として石上神宮へ派遣し、女巫を召して託語を聞くことにした。*藤井注 石上神宮ではなく、松井坊へ派遣したと推定

御魂を鎮めしむ 布留御魂を呼び寄せ鎮魂し、神意を聞こうとすることをいう。

託語すること前の如し 石上神宮の兵器の運収が不当だということをいう。前回建部千

繼に託語したのと同様の託宣を行った。

遅明 夜明け時。

和解 忿怒の状を呈していた巫女が穏やかになったことをいう。

詔して曰わく 石上神宮の神意に従い、兵器を返納し、桓武天皇に対する守護を祈願する内容。

去年此に運び収め有る 延暦二十三年二月条に運収のことがみえる。

御体常の如く御坐さず 天皇が病気になることをいう。

大御夢 桓武天皇のみた夢。本日条の記事によれば、石上神宮の怒りを伝えたのは巫女の託宣であるが、この託語とは別に、桓武の夢にも兵器運収を不当とする神の告知があったのであろう。

大中臣朝臣全成 中臣氏系図に伊度麻呂の子とみえる。この後、出雲守に任官。

礼代 礼として贈るものをいう。

神ながら 神として、の意。

皇御孫の御命 皇統の子孫の意。ここは桓武天皇を指す。

堅磐に常磐に 堅磐は固い岩の意。常磐は常に変わらない岩の意。ともに永久不変であることをいう。

中臣朝臣道成等を…返納せしむ 中臣氏は神事を事とする家柄なので、石上神宮の兵器返納に起用されたのであろう。

* 日本後紀 にほんこうき 『続日本紀 (しよくにほんぎ)』に続く勅撰 (ちよくせん) の歴史書。40巻。「六国史 (りつこくし)」の第三番目。七九二年 (延暦一一) より八三三年 (天長一〇) に至る桓武 (かんむ)、平城 (へいぜい)、嵯峨 (さが)、淳和 (じゅんな) 四天皇の時代四二年間の記録を編年体でまとめたもの。八一九年 (弘仁一〇) 嵯峨天皇の指示を受け、藤原冬嗣 (ふゆつぐ)、藤原緒嗣 (おつぐ) らが編纂 (へんさん) を開始した。その後、藤原緒嗣以外の編者に死亡者が多く、作業は次の淳和天皇の代に持ち越され、編者を補充して続けられたが、十分な成果をあげないうちに天皇の譲位が行われ、編集は停滞した。仁明 (にんみょう) 天皇の代には、改めて藤原緒嗣以下数名の編者が任命され、八四〇年 (承和七) に至って完成した。散逸した部分が多く、現在は全四〇巻のうち、五、八、一二、一三、一四、一七、二〇、二二、二二、二四の一〇巻しか知られていない。

この延暦二十四年の記述と次の延暦二三の記述は、現存した巻一二にある。序文から、この記述に登場する、文章生従八位上布留宿禰高庭 (たかにわ) が、仁明天皇の代に「前泉守従五位下臣布留高庭」として、同書の編纂に任命されたことがわかる。

* 延暦二十三年 (八〇四) 二月庚戌 (五日) 条 運収大和国石上社器仗於山城国葛野郡

* 神祇令 常祀条 凡常祀之外。須向諸社。供幣帛者。皆取五位以上ト食者充。唯伊勢神宮。常祀亦同。

② 石上神宮の兵仗移転の背景と関連する記述

a 『続日本紀』天平九年 (七三七) 十一月癸酉 (三日) 条
遣使于畿内及七道。令造諸神社。

- b 同・『統日本紀』・天平十三年（七四一）閏三月己未（九日）条
遣使連平城宮兵器於壘原宮。
- c 同・延暦十年（七九一）八月辛卯（三日）条
夜有盜。燒伊勢太神宮正殿一字。財殿二字。御門三間。瑞籬一重。從五位下紀朝臣
- d 『日本後紀』延暦二十三年（八〇四）六月丙辰（十三日）条
制。常陸国鹿嶋神社。越前国氣比神社。能登国氣多神社。豐前国八幡神社等官司。
人懷競望。各稱譜第。自今以後。神祇官檢舊記。常簡氏中壘事者。擬補申官。
- e 同書・延暦二十三年（八〇四）八月壬子（十日）条
暴雨大風。中院西樓倒。打死牛。又墮壞神泉苑左右閣京中廬舍。諸国多蒙其害。天皇
皇生年在丑。歎曰。朕不利歟。未幾不豫。遂弃天
- f 同書・延暦二十三年（八〇四）十二月丙寅（二十五日）条
聖體不豫。遣使平城七大寺。齋綿五百六十斤誦經。又賑恤舊都飢乏道俗。
- g 同書・延暦二十四年（八〇五）十二月壬寅（七日）条
公卿奏議曰。伏奉綸旨。營造未已。（中略）有勅。令參議右衛士督從四位下藤原朝
臣緒嗣。與參議左大辨正四位下菅野朝臣眞直相論天下德政。于時緒嗣議云。方今天
下所苦。軍事與造作也。停此兩事。百姓安之。眞直口執異議。不肯聽焉。帝善緒嗣
議。即從停廢。有識聞之。莫不感歎。 * 「德政相論」
- h 同書・延暦二十四年（八〇五）十二月乙巳（十日） 廢造宮職。
- k 同書・大同元年（八〇六）三月辛巳（十七日） 有頃天皇崩於正寢。春秋七十。

③ 石上神宮の神宝（兵仗）と関連する記述

- a 『日本書紀』崇神天皇七年八月己酉（七日）条 乃卜使物部連祖伊香色雄爲神班物者。
同書・崇神天皇七年十一月己卯（十三日）条 命伊香色雄而以物部八十手所作祭神之物
- b 『日本書紀』垂仁天皇二十六年八月庚辰（三日）条
天皇勅物部十千根大連曰。屢遣使者於出雲國。雖檢校其國之神宝。無分明申言者。
汝親行于出雲。宜檢校定。則十千根大連校定神宝。而分明奏言之。仍令掌神宝也。
- c 『日本書紀』垂仁天皇二十七年八月己卯（七日）
令祠官卜兵器爲神幣。吉之。故弓矢及橫刀納諸神之社。仍更定神地。神戶以時祠之。
蓋兵器祭神祇。始興於是時也。
- d 垂仁天皇三十九年冬十月条
五十瓊敷命 居於茅渟菟砥川上宮。作劍一千口。因名其劍謂川上部。亦名曰裸伴。
〈裸伴。此云阿箇播娜我等母。〉藏于石上神宮也。是後命五十瓊敷命。俾主石上神
宮之神宝。〈一云。五十瓊敷皇子。居于茅渟菟砥河上。而喚鍛名河上。作大刀一千
口。是時楯部。倭文部。神弓削部。神矢作部。大穴磯部。泊櫃部。玉作部。神刑部。
日置部。大刀佩部。并十箇品部賜五十瓊敷皇子。其一千口大刀者。藏于忍坂邑。然
後從忍坂移之。藏于石上神宮。是時神乞之言。春日臣族。名市河令治。因以命市河

令治。是今物部首之始祖也。)

e 垂仁天皇八十七年春二月辛卯(五日)条

五十瓊敷命謂妹大中姬曰。我老也。不能掌神宝。自今以後。必汝主焉。大中姬命辭曰。吾手弱女人也。何能登天神庫耶。〔神庫。此云保玖羅。〕五十瓊敷命曰。神庫雖高。我能爲神庫造梯。豈煩登庫乎。故諺曰神之神庫隨樹梯之。此其緣也。然遂大中姬命授物部十千根大連而令治。故物部連等至于今治石上神宝。是其緣也。昔丹波國桑田村有人。名曰甕囊。則甕囊家有犬。名曰足往。是大咋山獸名牟士那而殺之。則獸腹有八尺瓊勾玉。因以獻之。是玉今有石上神宮。

f 天武天皇三年(六七四)八月庚辰(三日)条

遣忍壁皇子於石上神宮。以膏油鑿神宝。即日勅曰。元來諸家貯於神府宝物。今皆遷其子孫。

g 肥前国風土記二根郡条

物部郷 在郡南 此郷之中 有神社 名曰物部經津主之神 曩者 小墾田宮 御宇豊御食炊屋姫天皇 令来目天子爲將軍 遣征伐新羅于時 皇子奉勅 到於筑紫 乃遣物部若宮部 立社此村 鎮祭其神 因曰物部郷

漢部郷 在郡北 昔者 来目皇子 爲征伐新羅 勒忍海漢人 将来居此村 令造兵器 因 曰漢部郷

h 新撰姓氏錄

布留宿禰 柿本朝臣同祖天足彥国押人命七世孫米餅搗大使主命之後也 男木事命。男市川臣。大鷦鷯天皇御世達倭賀布都努斯神社於石上御布瑠村高庭之地。以市川臣爲神主。四世孫額田臣。武藏臣。齊明天皇御世。宗我蝦夷大臣。号武藏臣物部首并神主首。因茲失臣姓爲物部首男正五位上日向。天武天皇御世依社地名改布瑠宿禰姓。日向二世孫邑智等也

i 神樂歌・劍

しろがねの めぬきたち は なら みやこ ねるは た こ ねるは た こ
銀の 目貫の太刀をさげ 佩きて 奈良の 都を ねるは誰が子ぞ ねるは誰が子ぞ
いそがみ 未
石の上 ふるや壮士の 太刀もがな くみを し みやぢかよ みやぢかよ
石の上の 太刀もがな 組の緒垂でて 宮路通はむ 宮路通はむ

*年中行事秘抄 鎮魂歌

あちめ一度 おおお三度 石の上 布留社の 太刀もがと 願ふ その子にその奉る

j 延喜式

卷三 神祇三 臨時祭

凡石上社門鑰一勾。匙一口。納官庫。臨祭在前。遣官人。神部。卜部各一人。開門掃除供祭。自余正殿并伴佐伯二殿匙各一口。同納庫不得輒開。凡春日。広瀬。龍田等社庫。鑰匙者。納置官庫。祭使官人臨祭請取。事畢返納。

k 西宮記・臨時一 諸社遷宮事条 応和四年八月、造石上社使、散位望実卒去之替、以大和權大掾大藏満世被補了、例造伴社使、遣五位、而准伊勢等例、此度以六位被補了。

i 『更級日記』の初瀬詣(永承元年・一〇四六)に関する記述

いその神も、まことにふりにける事、思ひやられて、むげに荒れはてにけり